

(様式1)



報道資料

令和5年10月19日

1 件名	「児童虐待防止対策推進」及び「女性に対する暴力をなくす運動」に係る啓発事業の実施について
2 日時	令和5年11月1日(水)～11月30日(木)
3 場所	新山口駅南北自由通路(マルチディスプレイ横) 他
4 内容	<p>【趣旨】</p> <p>11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施します。また、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されています。</p> <p>本市では、昨今の児童虐待の問題及び配偶者等からの暴力に対する社会的な関心を踏まえ、新山口駅南北自由通路において、共同でライトアップを行うほか、別紙配布資料のとおり啓発事業を実施します。</p> <p>【内容】</p> <p>① 児童虐待防止対策推進 オレンジ・ライトアップ(11月1日～11日) 17:00～22:00</p> <p>② 女性に対する暴力をなくす運動 パープル・ライトアップ(11月12日～25日) 17:00～22:00</p> <p>③ マルチディスプレイを活用した啓発(11月1日～30日)</p> <p>④ 児童虐待防止対策啓発事業(11月1日～30日) ※詳細は、別紙配布資料①②のとおりです。</p> <p>⑤ 女性に対する暴力根絶のための啓発事業 ※詳細は、別紙資料③のとおりです。</p>
5 問い合わせ	<p>【児童虐待防止対策推進】 こども未来部子育て保健課 家庭児童相談室 秋田・正司 Tel 083-934-2960</p> <p>【女性に対する暴力をなくす運動】 地域生活部人権推進課 男女共同参画推進室 森野・山本 Tel 083-934-2784</p>

令和5年度山口市児童虐待防止対策啓発事業について

- 1 オレンジライトアップ **※詳細は別紙 配布資料②**
日時：11月1日（水）～11月11日（土） 17:00～22:00
場所：新山口駅南北自由通路 在来線改札口付近
- 2 オレンジリボン街頭啓発活動 **※詳細は別紙 配布資料②**
日時：11月11日（土）10:30～13:30
場所：山口井筒屋正面玄関エントランスホール
内容：幟の掲揚、オレンジグッズ等の配布
要対協構成機関の参加により街頭において啓発活動を実施
- 3 オレンジツリー・幟の掲揚
期間：11月1日～11月30日
場所：①本庁玄関口及び福祉総合窓口付近 ②保健センター
③やまぐち子育て福祉総合センター ④教育委員会
- 4 啓発用リーフレット（4種類）の作成・配布
・「ん?!もしかして虐待? みんなで守ろう子どもの明日」
・「ヤングケアラーをご存じですか?」※関係機関向け
・「家族のお世話をがんばるあなたへ（小学生版）」
・「家族のお世話を頑張るあなたへ（中学生・高校生版）」
上記2の啓発活動時をはじめ、家庭への訪問時や講演会等の機会に市民へ配布するほか、関係機関へは研修会等で配布
- 5 子育て講演会の開催
・日程等詳細について、検討中。
- 6 ダブルリボン・ピンバッジの着用
11月1日（水）～11月30日（木）
ピンバッジ…庁議出席職員、市議会議員
リボン…こども未来部・健康福祉部・教育委員会職員に配布予定
- 7 オレンジリボン型啓発用ミニシールの配布（期間中）
関係部局に配布し、郵便物、名刺に貼付し使用
- 8 マグネットリボンの貼付（期間中）
保健センター管理の公用車に貼付

担当：こども未来部
子育て保健課
家庭児童相談室
直通 934-2960
内線 2873

令和5年度山口市児童虐待防止対策啓発事業について

1 オレンジライトアップ

日時：11月1日（水）～11月11日（土） 17:00～22:00

場所：新山口駅南北自由通路 在来線改札口付近

内容：南北自由通路のLEDライトをオレンジ色に変更

月間中は、大型マルチディスプレイに啓発用画像を掲示

※パープルライトアップ「女性に対する暴力をなくす運動」（人権推進課）
と共催（11月12日～11月25日）

2 オレンジリボン街頭啓発活動

日時：11月11日（土）10:30～13:30

◎伊藤市長から市民の皆様へメッセージ

場所：山口井筒屋正面玄関エントランスホール

概要：啓発物の掲揚、オレンジグッズ等の配布

内容：①オレンジリボン啓発用幟の掲揚

②啓発用パネルの掲示

③オレンジツリーの設置

④啓発グッズの配布

⑤オレンジ風船の装飾（※飛散防止対策）

⑥お子様に風船のプレゼント 等

★湯田温泉マスコットガール 「湯田 ゆう子」ちゃんが参加予定

主催：山口市要保護児童対策地域協議会

<構成機関>

児童に関わる市・県の行政機関他、福祉、医療、地域の支援機関

担当：こども未来部
子育て保健課
家庭児童相談室
直通 934-2960
内線 2873

令和4年度オレンジリボン街頭啓発活動について





令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

男女共同参画推進本部(本部長:内閣総理大臣)においては、平成13年6月5日に、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することが決定されています。

暴力は、その対象者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者やパートナー等からの暴力、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動を一つの機会ととらえ、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。

【取組内容】

1 パープル・ライトアップ

期間:令和5年11月12日(日)~11月25日(土)
17:00~22:00

場所:新山口駅南北自由通路、山口大学正門

趣旨:パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

2 マルチディスプレイを活用した啓発

期間:令和5年11月1日(水)~11月30日(木)

場所:新山口駅南北自由通路

趣旨:新山口駅南北自由通路マルチディスプレイを活用し、「児童虐待防止対策推進」と「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発を行います。

3 ダブルリボン・バッジの着用

啓発のため市幹部職員及び市議会議員に配布し、着用を依頼します。

期間:令和5年11月1日(水)~11月30日(木)

趣旨:吹田市が独自にデザインしたダブルリボンは、女性に対する暴力の根絶をめざす取組のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせたもので、「あなたはひとりではない」とのメッセージが込められています。



4 パープルリボン・バッジの着用

啓発のため関係部局職員に配布し、着用を依頼します。

5 ポスター掲示、のぼり掲出、チラシ等配布による啓発

期間:令和5年11月12日(日)~11月25日(土)

場所:男女共同参画センター、総合支所、地域交流センター、保健センター、
隣保館等市の関連施設

趣旨:ポスター掲示とのぼり掲出、チラシ等の配布により、「女性に対する暴力をなくす
運動」の啓発を行います。

男女共同参画センターでは、ポスター、のぼり、チラシ等に加え、パープルの電飾
とパープルツリーにより啓発を行います。

昨年の様子(新山口駅南北自由通路)



パープル・ライトアップ



マルチディスプレイを
活用した啓発

担当:地域生活部人権推進課
男女共同参画推進室
直通934-2784
内線4004

心を傷つけることも暴力です。

ひとりで抱えず、最初の一步を



DVや性暴力で悩んでいる方へ 年齢・性別をとわず、相談できます。

性犯罪・性暴力

内閣府
性暴力に関する
SNS相談
「Cure time」
(キュアタイム)



内閣府 性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891

警察庁
性犯罪被害相談電話
ハートさん

#8103

配偶者・交際相手からの暴力

内閣府
DV相談プラス



内閣府 DV相談ナビ
はれれば

#8008



パープルリボンは
女性に対する暴力根絶の
シンボルマークです。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

それぞれの相談先では、あなたの気持ちを最優先に、 何ができるか一緒に考えます。

プライバシーも秘密もしっかり守られますので、安心して相談してください。

相談先

参考情報



配偶者・交際相手
からの暴力

内閣府
DV相談ナビ

#8008



内閣府
DV相談プラス

0120-279-889



内閣府
配偶者暴力被害者
支援情報



内閣府
配偶者暴力相談
支援センター



内閣府
若年層の性暴力
被害予防月間



内閣府
性犯罪・性暴力
被害者支援情報



警察庁
ストーカー
被害防止
ポータル
サイト



性犯罪・性暴力

内閣府
性暴力に関するSNS相談
Cure time(キュアタイム)



内閣府
性犯罪・性暴力被害者
のための
ワンストップ支援センター

#8891



警察庁
各都道府県警察の
犯罪被害相談窓口



AV出演被害

警察庁
性犯罪被害相談電話
(全国共通)

#8103



警察庁
匿名通報ダイヤル

0120-924-839



警察庁
警察相談専用電話

#9110



性犯罪に係る
被害や捜査



売春強要や
人身取引

厚生労働省
各都道府県の
婦人相談所



ストーカー行為
の被害

厚生労働省
各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



職場における
セクシュアル
ハラスメント

◆人権侵害に関する相談

法務省
女性の人権ホットライン(全国共通) 0570-070-810

法務省
外国人権相談ダイヤル(全国共通) 0570-090911

法務省
インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)



◆法的トラブルに関する相談

法務省
法テラス
犯罪被害者支援ダイヤル
(全国共通) なくことないよ
0120-079714



配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、デートDV、セクシュアルハラスメント、痴漢、AV出演被害、インターネット上の性的な暴力等、性別に関わらず、暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為です。